

(参考) リスク管理債権の状況(平成14年9月期)

(単位:億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	7	2,306,980	201,670	10,550	92,370	3,860	94,890	63,450	31,780
長期信用銀行	2	72,910	10,880	2,070	5,420	1,310	2,090	5,460	2,640
信託銀行	5	386,910	33,220	1,730	14,270	170	17,040	9,100	4,470
都銀・長信銀・信託計	14	2,766,790	245,770	14,360	112,060	5,340	114,010	78,010	38,880
(うち主要12行)	(12)	(2,693,880)	(234,890)	(12,280)	(106,640)	(4,040)	(111,930)	(72,550)	(36,240)
地方銀行	64	1,339,980	108,000	10,600	59,760	1,270	36,360	36,670	24,500
第二地方銀行	54	429,110	38,480	4,430	22,520	290	11,230	11,770	8,300
地域銀行計	118	1,769,090	146,470	15,030	82,280	1,570	47,600	48,440	32,800
全国銀行計	132	4,535,880	392,250	29,380	194,340	6,910	161,610	126,450	71,680

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 破綻公表済の金融機関を除く。

3. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。

4. 一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が8兆9,850億円である。

5. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。